

足立区 利害関係者との接触に関する指針

Q & A

(令和3年4月1日)

足立区 総務部 人事課

～はじめに～

2019年11月22日、足立区職員が不祥事によって逮捕され、区政の信頼を失墜させる事件が発生しました。この事件は、職員が利害関係者である事業者に違法に契約上の便宜を図り、その見返りとして自宅のリフォームを、対価を支払うことなく行わせるというものでした。

足立区職員倫理規程第2条では、「職員は、足立区職員であるという自覚と誇りを持ち、区民の信頼に応えることができるよう全力を挙げて職務を遂行するとともに、勤務時間内はもちろん、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に意識し、自らを律して行動しなければならない」と定めています。

さらに、同規程第8条では、「職員は、別に定める利害関係者との接触に関する指針を遵守するとともに、この指針に基づき上司が承認した場合を除き、いかなる理由においても、自らの職務に利害関係がある者又は自らの地位等から事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係がある者から、金品を受領し、又は利益若しくは便宜の供与を受ける行為その他職務遂行の公正さに対する区民の信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない」とされ、この規程を根拠に、足立区の利害関係者との接触に関する指針が定められています。

しかし、こうした規程が定められているにもかかわらず、前述のような職員による不祥事が発生し、区民からの信頼が失墜してしまいました。こうした厳しい現状を踏まえ、2度とこうした事件が起きないように、「足立区利害関係者との接触に関する指針Q&A」を作成いたしました。

このQ&Aは、利害関係者との関わり方について具体例を挙げることで、指針に対する理解を深めることを目的としています。指針と併せてご覧いただくことで、足立区における利害関係者との接触に関するルールを理解し、指針を遵守してください。

足立区総務部人事課

目次

1 利害関係者

- Q 1 「利害関係者」とはどのような者をいうのですか。 P 5
- Q 2 自分が現に携わっている事務の相手方以外に「利害関係者」はいないのですか。 P 5
- Q 3 町会や自治会は、「利害関係者」になりますか。 P 6
- Q 4 区から補助金を受けている者は、全て「利害関係者」になりますか P 6

2 利害関係者との接触についての原則（禁止行為）

- Q 5 「利害関係者」との間では、どのような行為が規制されるのですか。 P 7
- Q 6 自分は職務として町会・自治会などの地域団体と協力して業務を行うことが多く、稀に会食を共にしなければならない場合があります。Q 3 及びQ 4 を考慮しても町会・自治会などが自分の「利害関係者」に該当してしまう場合、会食を共にすることは、利害関係者との接触に関する指針に違反しますか。 P 8
- Q 7 「利害関係者」に該当する業者との会合に出席して、飲食物の提供を受けることは、指針に違反しますか。 P 8
- Q 8 「利害関係者」に該当する団体の創立記念パーティーに出席し、飲食物の提供を受けることは、指針に違反しますか。 P 9
- Q 9 「利害関係者」に該当する友人が参加する同窓会に参加することは、指針に違反しますか。 P 9
- Q10 区職員が、ゴルフ場が主催する月例コンペに参加しようとしたところ、参加者の中に「利害関係者」が含まれていた。このコンペに参加することは、指針に違反しますか。 P 9
- Q11 区職員は、友人から香典をもらうことはできないのですか。 P 9
- Q12 区職員が喪主として父の葬儀を行う際、「利害関係者」が亡父との関係に基づき持参した香典をもらうことはできますか。 P 9
- Q13 「個人的関係」があれば、「利害関係者」から食事をおごつ

てもらったり、物品をもらったりすることは、自由にできる
のですか。 P 10

Q14 業務で工事を発注したことがある業者に対して、自宅の内
装工事を発注することは、指針に違反しますか。 P 10

Q15 出張先の企業への交通手段が、最寄り駅までしかない場合
であって、最寄り駅から用務地まで相当の距離がある場合、
利害関係者である当該企業の自動車で送迎をしてもらうこと
は、「便益の供与」に当たりますか。 P 10

3 上司の承認が必要である場合（例外）

Q16 「利害関係者」との間で規制されている行為について、例
外はあるのですか。 P 10

Q17 「利害関係者」との間で規制されている行為について、事
前に上司の承認を得るには、どのような手続を取ればよいの
でしょうか。 P 11

4 利害関係者以外の者との接触

Q18 指針上、「利害関係者」以外の者との接触については、何も
制限は無いのでしょうか。 P 11

Q19 「利害関係者」以外の者との接触について制限される社会
通念上相当と認められる程度を超えない程度の行為の例を教
得てください。 P 12

5 利害関係者等から禁止行為に係る働きかけがあった場 合

Q20 「利害関係者等」から供給接待や財産上の利益の供与など、
不当な働きかけがあった場合、どのように対処すればよいで
しょうか。 P 12

Q21 「利害関係者等」から自宅や職場に金銭や物品等が持参又
は郵送された場合、どのように対処すればよいでしょうか。 P 12

6 その他の事項

Q22 指針に違反した場合には、どうなるのですか。 P13

参考 過去の処分例 P13

1 利害関係者

Q 1 「利害関係者」とは、どのような者をいうのですか。

A 「利害関係者」とは、区職員が接触する相手方のうち、特に慎重な接触が求められる者です。ある区職員にとって「利害関係者」とは、その区職員が現に携わっている以下の事務の相手方をいいます。

- ① 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び足立区行政手続条例（平成7年足立区条例第21号）第2条第3号に規定する許認可等をいう）をする事務
- ② 補助金等（足立区補助金等交付事務規則（昭和50年規則第6号）第2条第1号に規定する補助金等をいい、指定管理料を含むものとする。）を交付する事務
- ③ 立入検査、監査又は監察（法令又は条例の規定に基づき行われるものに限る。以下この規定において「検査等」という）をする事務
- ④ 税等（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により定められる特別区税又はその例により賦課又は徴収する公課又はその他の徴収金（法令又は条例の規定に基づき行われるものに限る））の賦課又は徴収（以下この規定において「賦課等」という）をする事務
- ⑤ 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び足立区行政手続条例第2条第4号に規定する不利益処分をいう）をする事務
- ⑥ 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導及び足立区行政手続条例第2条第6号に規定する行政指導をいう）をする事務
- ⑦ 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう）に関する事務
- ⑧ 入札等（地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りをいう）に関する事務

なお、①、②及び⑦については、職員が現に携わっている事務の相手方だけでなく、申請、申込みをしている者や申請、申込みをしようとしていることが明らかである者も利害関係者となります。

Q 2 「利害関係者」は、「事業者等」と定められていますが、事業者等とは具体的には誰を示しているのですか。

A 事業者等とは、法人その他の団体及び個人事業者（事業を行う個人）の

ことで、これらの事業者等の利益のために働く役員、従業員、代理人等も事業者等に含まれます（足立区職員倫理規程第3条）。

また、利害関係者の定義にある「特定個人」とは、事業を行わない一般の区民等のことを意味します。

Q3 自分が現に携わっている事務の相手方以外に「利害関係者」はいないのですか。

A 過去3年間に在職した役職に係る「利害関係者」は、後任の職員にとっても「利害関係者」であり続ける場合、異動後3年間は引き続き「利害関係者」とみなされます。ただし、利害関係者が後述する「地域活動団体」に指定されている場合は、異動した職員の利害関係者には見なされません。

また、ある区職員（A）の「利害関係者」が、別の区職員（B）に接触している場合、それが（B）が（A）に対して持つ役職上の影響力を期待してのものであることが明らかなきは、当該利害関係者は（B）にとっても「利害関係者」とみなされます。

Q4 町会や自治会は、「利害関係者」になりますか。

A 町会や自治会は、区から補助金を受けている場合や何らかの契約を締結して債権債務関係にある場合には、「利害関係者」となります。しかし、例えば町会・自治会の場合には、各区民事務所の職員は、町会・自治会に関する補助金交付や契約に係る手続には関与していないため、「利害関係者」には当たりません。逆に、本庁において町会・自治会との補助金交付や契約に係る手続に関与しているライン（係員・係長・課長・部長等）の職員は、利害関係者に当たることになります。

2 利害関係者との接触についての原則（禁止行為）

Q5 「利害関係者」との間では、どのような行為が規制されるのですか。

A 規制される行為は、そのような行為がなされると公正な職務の執行が害されるおそれがあるとともに、区民から疑惑や不信を持たれるもの又はそのおそれのあるものを言います。具体的には、区職員は「利害関係者」との間で次の行為を行うことが禁止されています。ただし、「家族、友人等の個人的関係に基づく私生活面における行為で職務に関係のない行為」は、規制から除かれます。

- ① 会食※1（パーティーを含む）を共にすること。
- ② 遊技（演劇等の鑑賞、麻雀等を含む）※2、スポーツ（ゴルフ等を含む）※3 又は旅行（公務のための出張を除く）※4 をすること。
- ③ 金銭（小切手、商品券等を含む）、物品（中元、歳暮、年賀、せん別、祝儀、香典その他これらに類するものを含む。）及び不動産の贈与を受けること。
- ④ 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子又は利率が著しく低いものに限る）を受けること。
- ⑤ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること（利害関係者の負担による場合を含む）。ただし、職務上の必要からやむを得ず利害関係者の所有する物品を借用したり、利用する場合（筆記用具を借りる、コピー機を利用する等）を除く。
- ⑥ 無償で役務の提供を受けること（利害関係者の負担による場合を含む）。ただし、出張の際に用務地の事情や職務上の必要性からやむを得ず利害関係者の提供する自動車を利用する場合を除く（その場合、帰庁後に必ず上司に報告するとともに、必要な場合は旅費精算等を行うこと）。
- ⑦ 未公開株式を譲り受けること。
- ⑧ 供応接待※5 を受けること。
- ⑨ その他一切の利益や便益の供与を受けること。ただ

**※1 会食、※2 遊技、
※3 スポーツ、※4 旅行**
上司の承認を得た上で、職務上の必要性があり、正当な対価を支払う場合には、規制から除かれる。

※2 遊技
娯楽として行うゲーム（勝ち負けを争う遊び等）をいう。

※5 供応接待
酒や食事を提供する又は旅行、演劇鑑賞への招待等など、他人をもてなすことを目的とする行為全般をいう。

し、社会一般の接遇として容認される湯茶の提供を除く。

- ⑩ 利害関係者をして、第三者に対し、①から⑨までに掲げる行為をさせること。

Q 6 自分は職務として町会・自治会などの地域団体と協力して業務を行うことが多く、稀に会食を共にしなければならない場合があります。Q 4を考慮しても町会・自治会などが自分の「利害関係者」に該当してしまう場合、会食を共にすることは、利害関係者との接触に関する指針（以下「指針」といいます）に違反しますか。

A 当該利害関係者が、主として区内の一定の地域を基礎として当該地域の区民が主体的に行う町会・自治会活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行う団体である場合に、担当部長と総務部長との協議により、「地域活動団体」として承認された場合には、以下の行為を「利害関係者」との禁止行為から除外することとして、承認申請をすることなく共に会食することができます。

- ① 職務として出席する行事、式典、会議、打合せ等（職務に関連して出席するものを含む。）において、他の出席者と同様の弁当その他の簡素な飲食物等の提供を受けること。
- ② 自己の飲食に相当する費用を負担して、職務として出席する行事、式典、会議、打ち合わせ等（職務に関連して出席するものを含む。）に併せて会食（パーティーを含む）を共にすること。ただし、自己の飲食に相当する費用が10,000円以下の場合に限る。この場合において、自己の飲食に相当する費用が10,000円を超えるときは、承認を申請すること。

Q 7 「利害関係者」に該当する業者との会合に出席して、飲食物の提供を受けることは、指針に違反しますか。

A 社会一般の接遇として容認される湯茶の提供を受けることは、指針には違反しませんが、それ以上の飲食物の提供を受けることは、指針に違反します。しかし、Q16のA①ア、イ又はウに該当し、事前に承認申請書を提出して職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないなどと上司が判断し、承認した場合には、例外的に認められます。

Q 8 「利害関係者」に該当する団体の創立〇〇周年記念パーティーに出席して、飲食物の提供を受けることは、指針に違反しますか。

A 指針に違反します。しかし、Q16のA①ア、イ又はウに該当し、事前に承認申請書を提出して職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないなどと上司が判断し、承認した場合には、例外的に認められます。

Q 9 「利害関係者」に該当する友人が参加する同窓会に参加することは、指針に違反しますか。

A その友人が「利害関係者」に該当する場合でも、学生時代からの友人など、区職員としての身分にかかわらない関係（個人的関係）であれば、指針には違反しません。

Q10 区職員が、ゴルフ場が主催する月例コンペに参加しようとしたところ、参加者の中に当該職員にとっての「利害関係者」が含まれていた。このコンペに参加することは、指針に違反しますか。

A コンペに「利害関係者」が含まれていることを知らなかった場合には、そのコンペに参加しても指針には違反しません。しかし、事前に知っていた場合には、指針に違反します。

Q11 区職員は、友人から香典をもらうことはできないのですか。

A 友人が「利害関係者」に該当しない場合には、香典を受け取ることができるとはいうまでもありません。

また、その友人が「利害関係者」に該当する場合でも、学生時代からの友人など、区職員としての身分にかかわらない関係（個人的関係）があれば、例外として香典を受け取るとは認められます。

Q12 区職員が喪主として父の葬儀を執り行う際、利害関係者が亡父との関係に基づき持参した香典をもらうことはできますか。

A 区職員が喪主であったとしても、故人との個人的関係により利害関係者が持参した香典を受け取るとは認められます。

Q13 「個人的関係」があれば、「利害関係者」から食事をおごってもらったり、物品をもらったりすることは、自由にできるのですか。

A 「個人的関係」がある「利害関係者」との間では、職務上の利害関係の状況、個人的な関係の経緯及び現在の状況、行おうとする行為の態様等を考慮して、公正な職務の執行を害さないか、また、区民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、指針で規制されている行為を行うことができます。Q11及びQ12のように、明らかに「個人的関係」のみから生じた行為は認められますが、一方で、契約の発注部署に勤務する区職員の学生時代からの友人である従業員を使って、会社がその区職員に接待を行うようなことは、いくら学生時代からの友人の関係があるといっても認められるものではありません。

Q14 業務で工事を発注したことがある業者に対して、自宅の内装工事を発注することは、指針に違反しますか。

A 業務上、工事の発注先となる可能性のある業者は、「利害関係者」に該当します。こうした業者に個人的な工事を発注することは、好ましいことではありません。また、工事代金を無償にしてもらったり、他の業者に比して非常に低廉な工事代金で発注することや過度な工事サービスを受けるなどの場合には、時価との差額に相当する金銭の贈与を受けたものとみなされることから指針違反になります。

Q15 出張先の企業への交通手段が、最寄り駅までしかない場合であって、最寄り駅から用務地まで相当の距離がある場合、利害関係者である当該企業の自動車で送迎をしてもらうことは、「便益の供与」に当たりますか。

A 職員は出張に当たり、必要な旅費を支給されているため、出張中の移動は自らの負担で行うことが原則となります。しかし、用務地の事情や職務上の必要性からやむを得ず利害関係者の提供する自動車を利用することは認められています。その場合、帰庁後に必ず上司に報告するとともに、必要な場合は旅費の精算等を行わなければなりません。

3 上司の承認が必要である場合（例外）

Q16 「利害関係者」との間で規制されている行為について、例外はあるのですか。

A 職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないと上司が

判断し、事前に上司の承認を得た場合は、「利害関係者」との間で規制されている次の行為を行うことができます。

- ① 会食（パーティーを含む）を共にすること。
 - ア 職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払う場合
 - イ 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から簡素な飲食物等の提供を受けること。
 - ウ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で社会通念上許される範囲の飲食が出される場合
- ② 遊技（演劇等の鑑賞、麻雀等を含む）、スポーツ（ゴルフ等を含む）又は旅行を共にすること。

職務上の必要性が認められ、かつ、正当な対価を支払う場合
- ③ 物品を受領すること。
 - ア 広く配布される宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲の物品（カレンダー、手帳、ボールペン等）
 - イ 職務上の必要性又は職務への関連が認められるイベント等の招待券等の提供を受けること（課として使用者等を決定するものに限る）。
 - ウ 利害関係者が主催する公式的な行事に職務として出席する場合で参加者に配布される記念品（社会通念上許される範囲のものに限る）

Q17 「利害関係者」との間で規制されている行為について、事前に上司の承認を得るには、どのような手続を取ればよいのでしょうか。

- A 指針第5項に基づく様式2による承認申請書により、あらかじめ上司の承認を受ける必要があります。やむを得ない事情によりあらかじめ上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上記承認申請書により上司の承認を得る必要があります。

4 利害関係者以外の者との接触

Q18 指針上、「利害関係者」以外の者との接触については、何も制限は無いのでしょうか。

- A 指針上、「利害関係者」以外の者との接触についても、その者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならないとの制限があります。

Q19 「利害関係者」以外の者との接触について制限される社会通念上相当と認められる程度を超えない程度の行為の例を教えてください。

A 社会通念とは、その時代その社会一般の人に支持されている常識や、その枠の内にとどまることが良しとされる判断をいうため、その時点により基準が変動することが考えられるため、その都度判断していく必要があります。現時点での例としては、以下のようなものが考えられます。

- ① 職務として出席する行事、式典、会議、打合せ等（職務に関連して出席するものを含む）において、他の出席者と同様の弁当その他の簡素な飲食物等の提供を受けること。
- ② 利害関係者以外の人と会食（パーティーを含む）を共にする際に、相手方が年長者であった等の場合に若い年齢の職員が多少低い金額の負担となること。
- ③ 歓送迎会等で花又は記念品等（金額は3,000円程度）の贈与を受けること。

5 利害関係者等から禁止行為に係る働きかけがあった場合

Q20 「利害関係者等」から供応接待や財産上の利益の供与など、禁止行為に係る働きかけがあった場合、どのように対処すればよいでしょうか。

A 働きかけがあった時点で明確に拒否するとともに、指針第7項に規定する届出書（様式3）により、直ちに上司に届け出てください。また、上司は、当該利害関係者等に対して、再びそのようなことがないよう厳重に申し入れを行ってください。

Q21 「利害関係者等」から自宅や職場に金銭や物品等が持参又は郵送された場合、どのように対処すればよいでしょうか。

A 直ちに当該贈答品等を持参し、指針第7項に規定する届出書（様式3）により、上司に届け出てください。届出を受けた上司は、指針第7項に規定する送付文（文例1）や警告文（文例2）を発送するなどして相手方に当該贈答品等の引取りを依頼するとともに、引取りの経過を届出書の備考欄に記載の上、人事課（調査担当）に届出書の写しを提出してください。

6 その他の事項

Q22 指針に違反した場合には、どうなるのですか。

A 懲戒処分等を受ける場合があります。

参考 過去の処分例

処分年月日	事件概要	処分内容
昭和 51 年 7 月	請負業者から 59 万円の供与を受けた。	懲戒免職
昭和 56 年 4 月	業者に入札積算金額を漏洩・工事監督に便宜を図った等の謝礼として、103 万円の供与と海外旅行の接待を受けた。	懲戒免職
平成 30 年 12 月	職員が、指定管理者の社員と、複数回に渡って、上司の承認を得ずに職務上の必要性の無い飲み会を行っていた。また、区出先機関の全所長（指定管理者）との間で、年 2 回の懇親会を上司の承認を得ずに行っていた。	訓告
令和 2 年 3 月	区内の特定事業者が契約を受注できるようにするなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、自宅の外構工事代金の支払債務の免除を受け、同金額相当の財産上の利益を受け、もって自己の職務に関して賄賂を收受した。	懲戒免職
令和 3 年 3 月	令和元年 5 月から同年 6 月頃、事業者に対し、予定価格が 1 億円を超える 4 件の工事について、当該予定価格を公表前に漏洩した。	停職 6 月
令和 3 年 3 月	材料検査に係る工場検査のための出張後、工事受注者及び工場検査対象者である利害関係者から、無償で宿泊を伴う飲食等の接待を受けた。	停職 3 月

